

事業所ごみの処理方法

# 一般家庭用の集積所には出せません

成田地区(下総・大栄地区を除く)の事業所は

分別方法Ⅱ「燃やせるごみ」「ビニール・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、半透明の業務用ごみ袋を使用

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合(「ビニール・プラスチック類」は直接搬入できないので、委託すること)

・「燃やせるごみ」: いずみ清掃工場(☎36・1689)へ  
 ・「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」: リサイクルプラザ(☎36・1000)へ

○許可業者に委託する場合  
 ・成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ

下総・大栄地区の事業所は  
 分別方法Ⅱ「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」「ペットボトル」に分

別し、半透明のごみ袋を使用

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合(下総・大栄支所農産土木課で配布する搬入券が必要。ペットボトルは直接搬入できないので、委託すること)

・「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」: 伊地山クリーンセンター(☎0478・59・2148)へ

○許可業者に処理を委託する場合  
 ・成田市一般廃棄物収集運搬許可業者(下総・大栄地区の業者)へ

産業廃棄物は

産業活動に伴って生じる「産業廃棄物」は、市では処理できません。

事業者自ら処理するか、県の許可を受けた「産業廃棄物処理業者」に委託(有料)するなど適正に処理してください。くわしくは県北総県民センター地域環境保全課(☎043・483・1138)また

は県環境生活部資源循環推進課 事業推進室(☎043・223・2656)へお問い合わせください。  
 ※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

テレビ放送

## 地デジへの切り換えが必要です

2011年(平成23年)7月24日までに今までのテレビ放送(地上アナログ放送)は終了し、アナログテレビではテレビ放送(地上デジタル放送)を視聴できなくなります。

地上デジタル放送を視聴するには次の三つの方法があります。

- ①地上デジタル放送対応テレビへの買い替え
  - ②地上デジタルチューナーの設置
  - ③地上デジタル放送対応済みのケーブルテレビで視聴
- ①、②については、UHFアンテナが必要です。  
 地上デジタル放送に関する問い合わせ先は次の通りです。

総務省地デジコールセンター

119番位置情報通知システム

## ケータイからの通報にも対応

8月1日から、これまでのNTTの固定電話のほかにも、携帯電話などからの119番緊急通報の発信場所を特定できる「位置情報通知システム」が運用開始します。

## 成田浄化センター改修工事 お盆前のくみ取りは早めに依頼を

成田浄化センターでは、8月10日(日)～17日(日)までの間、し尿や浄化槽汚泥を処理する沈殿槽の補修工事を行います。

工事期間中は市内全域で、くみ取り便所のくみ取りや浄化槽の清掃作業ができません。特にお盆前は、くみ取り依頼が集中するため、希望日に作業ができない場合があります。業者へ早めに依頼してください。  
 ※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

位置情報が十分確認できないことがあるため、119番通報時には、これまで通り口頭で住所などの通報位置や目印となる目標物を伝えてください。また、「104」での発信者番号非通知をしないでください(この場合でも、消防本部などで緊急に位置情報が必要であると判断したときには、位置情報を取得することがあります)。  
 ※携帯電話の対象機種などについては、各事業者へ。くわしくは市消防本部通信指令課(☎20・1593)へ。

## 公共下水道への接続

### トイレの水洗化は3年以内

公共下水道の利用ができるようになると、皆さんの家庭で以前から使用している浄化槽トイレやくみ取り便所を、公共下水道に直接流すことができます。そして、3年以内に水洗トイレに改造することが、下水道法で義務付けられています。処理区域内の土地所有者、使用者または占有者は、なるべく早く台所や風呂、洗濯などの汚水、雑排水を公共下水道に直接流す排水設備を設置してください。

下水道供用開始公示後1年以内の工事であれば、30,000円（公示後1年を超え3年以内の工事であれば、25,000円）の改造資金補助金助成や、融資のあつ

せん、利子補給(借入額30万円を限度)をしています。

### 排水設備の接続は市指定工事店で

排水設備工事は、衛生上とても大切な工事ですので、定められた基準に従って正しく施工する必要があります。工事は市指定工事店に依頼し、施工しましょう。

※くわしくは下水道課(☎20-1553)へ。

## 農業委員会新委員

### 届け出が定数のため無投票で

任期満了に伴う市農業委員会委員選挙が6月29日に告示され、同日、各選挙区の立候補の受け付けが行われました。全選挙区で立候補の届け出が定数でしたので、無投票で当選が決まりました。新しい農業委員は次の通りです。(敬称略)

●第1選挙区：吉田三男(宝田)、石原輝夫(不動ヶ岡)、宍倉日出夫(台方)、清宮茂樹(松崎)、仲山綾夫(船形)

●第2選挙区：伊藤勝(新妻)、荒居稔(小泉)、海保博(幡谷)、石井賢二(竜台)、佐久間勇(北羽鳥)、龍崎文雄(川栗)、小池利道(三里塚)

●第3選挙区：菅澤一郎(倉水)、岩立隆(西大須賀)、根本喜久治(高)

●第4選挙区：秋山哲也(吉岡)、金岡二三(奈土)、西野潤志郎(大栄十倉三)、宇佐美薫(所)、大里操(村田)、木下敏(前林)、小林典男(松子)

また、農業委員は選挙で選ばれた委員(22人)のほか、市長が選任

## 市長日誌

(7月1日～15日)

- 1日 社会を明るくする運動街頭啓発運動 加良部小学校スナッグゴルフ全国大会出場壮行会
- 5日 成田赤十字病院市民公開講座
- 6日 成田空港周辺地域親睦スポーツ大会(小学生サッカーの部) 印旛郡市PTAバレーボール大会 成田祇園祭
- 8日 香取広域市町村圏事務組合議会臨時会
- 10日 原水爆禁止国民平和行進 成田市防火協会総会
- 11日 成田国際空港警察署管内防犯協会総会
- 12日 成田市PTA運営研修会・教育講演会 ニュースポーツフェスタIN成田 成田市長杯グランドバレーボール大会
- 13日 千葉県スポーツ少年団成田市卓球交流大会
- 14日 成田市建設工事表彰式 成田市民運動会実行委員会
- 15日 「小さな親切」運動成田市支部総会 一般国道51号整備促進期成同盟総会



加良部小壮行会で児童を激励する小泉市長

する、議会推薦委員(4人)と農業協同組合・農業共済組合・土地改良区推薦委員(各1人)の、計29人で構成されています。推薦委員は次の通りです。(敬称略)

●議会推薦：大越弘一(柴田)、大倉富重雄(不動ヶ岡)、青野勝行(野毛平)、越川富治(公津の杜)

●農業協同組合推薦：鶴澤恵治(赤荻)

●農業共済組合推薦：岩澤貞男(十倉三)

●土地改良区推薦：鈴木清(猿山) ※くわしくは市選挙管理委員会(☎22-11111内線3152) または農業委員会(☎20-1573)へ。

## 農業用施設

### 小さいお子さんを付近で遊ばせないで

農業用施設の利用排水路などにおける人身事故が発生しています。休日や夏休み期間については、幼児、児童の水難事故が多発しており大変危険です。用排水路や水門、揚排水機場などでは子どもたちが遊ばないように注意してください。 ※くわしくは農政課(☎20-1542)へ。

## 使用済み自動車

### 所有者は適正な処分を

道路などに放置された自動車は、通行の妨げになるばかりでなく、地域の美観を損ねます。市では、「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」により放置自動車の調査を行い、所有者・使用者へ早急な移動を指導しています。

使用済みとなった自動車は廃車手続きをするなど、適切に処分するようにお願いします。 ※くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

## 8月1日は水の日

### 水は貴重な資源です

夏は、水の使用量が最も多くなる季節です。水について関心を高め、理解を深めてもらおうと、8月1日が「水の日」に定められています。

水は貴重な資源です。水を使うときは節水を心掛け、限りある資源を大切にしましょう。

※くわしくは市水道部(☎22-0269)へ。



**住民基本台帳カード**

**さまざまなお知らせ**  
**サービスが受けられます**

市では、希望する市民に、住民基本台帳カード(住基カード)を交付しています。

顔写真の入ったものと入らないものの2種類から選択できます。写真は、上半身、無帽、正面、無背景で、6カ月以内に撮影した縦45mm×横35mmのものをお持ちいただくか、手続き時に市民課で撮影します。

**申請時には本人確認にご協力を**

申請の際には、申請者本人が窓口に来ていただき、運転免許証やパスポートなど(官公署が発行した写真入りの証明書)で本人確認を行っています。証明書などがない人は、郵便により照会を行いますので、即日交付ができません。後日、再度来ていただいた上で、交付になります。

カード交付時には、数字4桁からなる暗証番号を、本人が住基カードに設定しますので、あらかじめ用意してください。

住基カードの交付手数料は500円、有効期限はカードを発行した日から10年ですが、市外に

転出したときは無効になります。また、市内で転居した場合は住所の修正を行いますので、市民課、下総・大栄支所市民福祉課窓口へ持参してください(赤坂・遠山市民課分室では手続きできません)。

**住基カード交付後のサービス**

○付記転出入の特例処理：住基カードを持っていない人は、特例の転出届(付記転出)を前の市町村に郵送で行うことにより、転出証明書なしに新しい市町村窓口で転入届(付記転入届)をできるようにします。

○公的個人認証サービス：インターネットを通じて行政手続きを安全に行うために使用する「電子証明書」の交付を受けることができます。手数料は500円です。  
※くわしくは市民課(☎20-1525)へ。

**最低賃金法が改正されました**

**適正な労働環境を守るために**

最低賃金法が改正されました。改正点は次の通りです。

①地域別最低賃金決定の際、生活保護施策との整合性に配慮す

る

②地域別最低賃金額以上の賃金が支払われない場合の罰金の上限額を、2万円から50万円に引き上げる

③産業別最低賃金の不払いがあった場合、労働基準法の規定が適用され、罰金の上限額が30万円に(地域別最低賃金未満の賃金しか支払われない場合は、50万円)

④派遣労働者については、派遣先の地域(産業)の最低賃金を適用

⑤最低賃金額表示が時間額のみ

⑥適用除外規定を見直す

※くわしくは千葉労働局労働基準部賃金室(☎043-1221-2328)または成田労働基準監督署(☎22-5666)へ。

**個別的労使紛争のあつせん**

**労働条件をめぐるトラブルに**

県労働委員会では、個々の労働者と使用者の間の労働条件をめぐるトラブルが生じたとき、迅速な解決をお手伝いする「個別的労使紛争のあつせん」を行っています。また、労働組合と使用者間の労働

争議の調整を行い、安定した労使関係の構築を支援しています。

※くわしくは県労働委員会事務局(☎043-231-2131)へ。

**中退共制度**

**中小企業で働く人のために**

中退共制度(中小企業退職金共済制度)は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、相互共済と国の援助で退職金制度を確立するための制度です。

**制度の特色**

- 掛金の一部を国が助成
- パートタイマーも加入可能
- 掛金は税法上、損金または必要経費として全額非課税
- 掛金は預金口座から振り替え
- 退職金は直接退職者に支払うため管理が簡単

掛金の種類 月額5,000円、30,000円の16種類(パートタイマーなどは、2,000円・3,000円・4,000円の特例掛金で加入可能)

加入の手続き 所定の申込書(金融機関にあります)に記入・押印の上、金融機関または委託

事業主団体に提出

**成田市独自の補助金制度**  
市では独自の補助金制度(共済制度)に加入した月から12カ月は20%、13カ月から60カ月は10%で、一人につき年額12,000円が上限があります。

※くわしくは(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部相談コーナー(☎03-3436-4351)へ。市独自の補助金制度については、くわしくは商工課(☎20-1622)へ。

**7月の水道水の排水作業**

市水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。受水槽を使用している場合は、万々に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
8月4日(月)	並木町(成瀬台・野沢台)地区	午後11時～
8月5日(火)	並木町(成瀬台・日本松)地区	翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課(☎22-0269)へ。